

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 5 月 2 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1 号 令和 6 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 4 承認第 2 号 令和 6 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
5 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 3 号 令和 6 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第
4 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 4 号 令和 6 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分
の承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 5 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について
- 日程第 8 承認第 6 号 令和 7 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 9 議案第 42 号 令和 7 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 2 号）

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

（追加日程）

- 追加日程第 1 議長の辞職について
- 追加日程第 2 議長の選挙について
- 追加日程第 3 副議長の選挙について
- 追加日程第 4 議案第 43 号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 5 常任委員の選任について
- 追加日程第 6 議会運営委員の選任について
- 追加日程第 7 特別委員の辞任について
- 追加日程第 8 特別委員の選任について
- 追加日程第 9 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 10 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（８名）

1 番 北 村 一 磨 君
3 番 子 安 健 司 君
5 番 田 中 由紀子 君
7 番 谷 口 輝 男 君

2 番 吉 田 仁 君
4 番 中 川 武 子 君
6 番 松 井 正 樹 君
8 番 高 木 博 之 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	副 町 長	藤 田 栄 博 君
参事兼総務課長	澤 頭 義 幸 君	企画政策課長	高 木 久之郎 君
会計管理者 兼 税 務 課 長	福 安 健 司 君	参事兼産業建設課長	兒 玉 勝 宏 君
地域振興課長	関 東 正 晃 君	古戦場活用推進課長	安 部 樹 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	難 波 真 哉	書 記	西 尾 英 典
書 記	西 村 里 美		

開会・開議の宣告

○議長（谷口輝男君） ただいまから令和 7 年第 2 回関ヶ原町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口輝男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1 番 北村一磨君、2 番 吉田仁君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（谷口輝男君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3 承認第 1 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第 3、承認第 1 号 令和 6 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、承認第 1 号 令和 6 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

貯金金利の改定に伴う改正及び行政財産目的外使用料金に係る返還金、合わせて132万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億5,086万円とする令和 6 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次説明願います。

○企画政策課長（高木久之郎君） 詳細説明をさせていただきます。

5 ページ、歳入をお願いいたします。

まず、今回の補正に特別交付税63万2,000円の充当でございます。

次に、財産収入、利子及び配当金についてでございますが、各基金への利子及び利子分の積立金について、増額について3月議会でお認めいただきましたが、3月17日に預金金利の改定があり、各基金への利子分への積立金に不足が生じました。各基金への増額分を歳入で計上し、6 ページ、歳出でございますが、財政調整基金費において各基金への利息分を積み立てております。

なお、教育振興基金利子及びふるさと農村活性化対策基金利子については各基金への充当、奨学資金貸付基金の利子については定額資金の運用のため、繰出金として基金に積み立てております。また、以下特別会計においても同じような状況が起こっておりますので、御報告申し上げます。

○参事兼産業建設課長（兒玉勝宏君） 6 ページの下の方でございます。

土木費、住宅費、住宅管理費の償還金利子及び割引料の65万7,000円につきましては、3月下旬におきまして、中山住宅及び御祭田住宅にあるプロパンガス庫の敷地料の請求誤りがあることを発見しました。平成26年4月1日より1平方メートル当たり年間1,000円であったものを1日1円、すなわち年間365円に改正されていたにもかかわらず、引き続き以前の額のまま徴収していたというものでございます。そのため、改正以降の過徴収分の60万5,790円に還付加算金5万300円を追加して返金をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第4、承認第2号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第2号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

貯金金利の改定に伴う基金利子積立金12万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億199万9,000円とする令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第5、承認第3号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第3号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

貯金金利の改定に伴う基金利子積立金 1 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 495 万 6,000 円とする令和 6 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 4 号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第 3 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 6 承認第 4 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第 6、承認第 4 号 令和 6 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第 4 号 令和 6 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

貯金金利の改正に伴う基金利子積立金 6 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 6,250 万 7,000 円とする令和 6 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第7、承認第5号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 承認第5号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 福安税務課長。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 失礼いたします。

それでは、承認第5号、関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について、専決処分とさせていただいた内容について御説明いたします。

議案書は23ページから25ページ、議案資料は1ページから3ページとなります。

今回の改正部分につきまして、税法その他の改正に伴う項ずれ及び簡単な字句の訂正や重複する改正部分につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の新旧対照表の1ページをお願いいたします。

まず、第42条の6第1項第1号につきましては、マンション等の区分所有家屋に係る固定資産税の専有部分の床面積割合の補正方法の申出におきまして、代表者の個人番号または法人番号の記載が求められているところですが、今回この法人番号について、新たにその番号の根拠

法の記載を追加するものでございます。

続きまして、第66条につきましては、軽自動車税の標準税率の区分の見直しに伴う種別割の税率区分の改正でございます。

改正の要旨ですが、本年11月以降に製造されます排気量が50cc以下で最高速度が50キロメートルを超える原動機付自転車に対しまして、新たな排ガス規制が適用されることとなり、現行の技術ではこの規制をクリアする原動機付自転車の開発が困難となったため、新たな代替策といたしまして、排気量が50ccを超え、125cc以下で最高出力が4キロワット、馬力に換算しますと約5.4馬力以下の車両を基準に追加いたしまして、現行の原動機付自転車と同じ扱いで運用する改正となります。

改正内容といたしましては、原動機付自転車のうち2輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る種別割の税率が2,000円とされる新たな枠を創設するもので、第66条中第1項第1号ア中の「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中の「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エへとし、同号イの次に先ほど御説明いたしました新たな枠としてウを追加するものです。

次に、第71条第2項第5号につきましては、定格出力の次に「（第66条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加えるものです。

次に、附則第9条の2ですが、こちらは地方税法の定める範囲内で市町村が固定資産税の特例内容を定めることができるわがまち特例につきまして、法附則第15条第33項が廃止されたことによりまして、第23項から25項において項ずれを生じたため改正するものです。

次に、附則第9条の3第14項につきましては、昨年度の条例改正により、認定長期優良住宅に係る特例において、分譲マンション等の区分所有住宅につきましては管理者等から必要書類の提出があり、当該住宅が固定資産税減額措置の要件に該当すると認められた場合は、所有者からの申告がなくても本措置を適用できることとされておりますが、今回これに加えて、大規模修繕工事を行った場合においても同様に減額措置を適用できるよう新たに規定を追加するものです。

これに伴いまして、本条第14項以降につきましては、項ずれに対応する修正を行うものです。

次に、議案の25ページをお願いいたします。

附則につきましては、第1条で今回の改正の施行期日を定めております。

また、第2条以降で、今回の改正に伴う固定資産税及び軽自動車税の経過措置について定めております。

以上、簡単ではございますが、今回の改正の概略説明となります。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 承認第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第8、承認第6号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第6号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

著作権侵害による損害賠償請求事案におきまして、令和7年3月判決により損害賠償が発生いたしましたことを受け、損害賠償金21万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億601万円とする令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第1号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、地域振興課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 関東地域振興課長。

○地域振興課長（関東正晃君） 失礼いたします。

議案書30ページの教育費、社会教育費、歴史民俗学習館費、補償補填及び賠償金の21万円について御説明いたします。

係争中であります著作権侵害による損害賠償請求裁判におきまして、原告側より、原告に対し、347万4,000円及びこれに対する支払い済みまでの年3%の金員の支払いを求める請求がございました。これについて東京地方裁判所より、3月28日付におきまして、関ヶ原町は原告に

対し、20万円及びこれに対する令和5年10月26日から支払い済みまで年3%の割合による金員を支払えとの判決が出たことに伴う賠償金20万円及び支払い期日である4月25日までの利息に相当する遅延損害金9,008円の合計20万9,008円でございます。

なお、財源は繰越金を充当しております。

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 相手が340万の請求に対して20万という判決が出たということですが、これは裁判的にいうと敗訴ということになるのでしょうか。

○議長（谷口輝男君） 関東地域振興課長。

○地域振興課長（関東正晃君） 一言でいうならば、一部敗訴という形になるかと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（谷口輝男君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 今回の裁判がこれからも続くというふうな感触なのかどうか伺いたいのと、今回の事態の一番の教訓は何かということをお伺いします。

○議長（谷口輝男君） 関東地域振興課長。

○地域振興課長（関東正晃君） 恐らく、まだこちらには届いていませんが、今後控訴はしてくる可能性は十分にあると思っておりますので、そうするとまだ続くかなというところでございます。

教訓ですね。もう少し精細に、事前にもう少し検討がなされれば、物事をなすときの、もう少し精細に計画とか検討がなされればよかったかなあとと思いますので、その点を十分に注意したいと思っております。

○議長（谷口輝男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 誠に申し訳ないと思っておりますが、この案件につきましては、事務を進める段階で既に向こうの提案に乗ってしまったと。本来、行政の事業の進め方においては、決裁を取って、その後相手との交渉を進めながら事業を進めるんですが、今件につきましてはそういった手続の前に相手からの提案を利用したとか、そういったことで準備作業を進めたということが相手にとっては著作権を侵害されたという話になります。

ただ、具体的に相手からは当初金員の請求はなかったということで、そこまでの問題はないだろうという判断の下で進めていたようですが、途中において金を要求されたということで、それで初めて我々も知ったわけですけども、その時点でもう事業は中止にさせましたが、そ

れまでの利用分について著作権を利用したということで請求されているという事案であるということで、当然町のほうにしては当初の手續が、ミスがあったということで、瑕疵があったということは私も認めざるを得ないだろうと思っておるところでございます。

今後においては、そういった手続的なところで十分に相手と交渉、また上司との決裁関係等しながら適正に事務を進める必要があるということを反省したところでございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

また、先ほども言いましたけれども、相手から控訴がされた場合には引き続き裁判をやっていかなきゃいけないだろうと思っておりますが、町としてはある程度の瑕疵は認めるという方向でありますが、最低限の損害賠償で済むようにできるだけ努力をしてみたいと思っております。

○議長（谷口輝男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第42号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第9、議案第42号 令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第42号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容につきましては、古戦場グランドデザイン事業の事業見直しによる関係経費9万8,000円及び今須宿問屋場の文化財保護事業関係経費202万9,000円、合わせて212万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億813万7,000円とする令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、古戦場活用推進課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 安部樹古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 失礼いたします。

議案書の35ページを御覧ください。

こちら商工費ですけれども、今般の補正予算について御説明いたします。

本年1月や先月と記念館開館以降順調に観光客が増加している中、町民の方からは町のにぎわいにつながっていないと、そういった声があるといった新聞報道がございました。そういった声も踏まえまして、車通りや人通りがある駅北ポケットパークを活用したマルシェによるにぎわい創出、そしてマルシェを契機として出店者が立地する町内各所への立ち寄りを目指す実証事業を始めたいというふうに思っております。

そして、事業内容につきましては、関ヶ原ポケットパークマルシェというふうに銘打ちまして、特に記念館の来場者数が見込まれる7月下旬から11月下旬の4か月程度の開催を予定しております。そして、出店者につきましては、お土産品であったり、飲料関係等々とそういったものを想定しております。そして、その出店者は全3区画をポケットパークのほうで出店というふうに想定をしております。

そして、その事業に伴いますコンテナを設置したいというふうに考えておりまして、コンテナは建築基準法上、通常の建物と同様に扱われていますので、建築確認が必要となります。したがって、設置までに2か月程度を要することを確認しております。したがって、来訪者の多い夏休み期間までに開始すべく、今般の補正予算をお認めいただきましたら、早急に準備を進めてまいりたいと思っております。

なお、現時点では実証事業ということを考えていますので、コンテナの設置は11月下旬程度までとして撤去をしたいと思っております。

今般の取組によりまして、ポケットパーク付近のにぎわい創出、出店者が立地する町内各所はもとより町内周遊を促すことを目指し、そしてポケットパークが町内にとってのコミュニティーの場となることも目指してまいりたいと思っております。事業の全体としてはそのように考えてございますけれども、じゃあ具体的な議案ということでございますが、既存事業の見直し等によって事業費の確保を図りたいと思っております。

具体的には、8番の旅費でございますけれども、120万円を減額と考えております。こちらはアメリカ合衆国のゲティスバーグ、ベルギー王国のワーテルローへの出張旅費を見込んでおりましたけれども、県にも協議をしたところ、県予算で対応することが可能というふうに回答を得ましたので、減額をするものでございます。

次に、需用費の光熱水費でございますが、電気料等を計上しております。

そして、次の委託料でございますけれども、こちら関ヶ原ナイトですけれども、県より関ヶ

原ナイトを実施しないということを確認しましたので、夜市につきましても実施しないものとして500万円を減額するものでございます。そして、その減額分を戦国武将観光コンテンツ・プロモーション推進事業の委託料に上乗せする形として、620万円の増額を考えております。

あと最後ですけれど、本事業の関連としまして明日から2日間、関ヶ原のこちらのポケットパークマルシェ、こちらの事業の前の実証という形で実施したいというふうに思っております。こちらもちょうと明日、あさってちょっとやってみまして、多くの来場者が、実際ゴールデンウィークが見込めますので、そこの出店者の声にも耳を傾け、会場の雰囲気も感じながら、ちょっと7月につなげていきたいというふうに考えております。

続きまして、10番の教育費でございます。

こちら、今須宿問屋場の現所有者との間におきまして、問屋場の土地、建物に係る町への所有権譲渡について合意したことに伴いまして、所有権の移転に係る土地測量、移転登記に係る費用、維持管理費のほか、公有財産購入費について計上するものでございます。公有財産の購入費につきましては、所有者との合意を得まして、問屋場をはじめとした建物は無償で譲渡していただけることとなりましたが、土地につきましては所有者との調整を経た50万円を計上しました。

財源としましては、いずれも前年度繰越金の一般財源等を考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 駅北ポケットパークですね、中日新聞に3回にわたって連続の記事が出されて、町民の参加が非常に鈍いというような記事があって、今回ポケットパークのマルシェが考えられたということは大変歓迎するところであります。

それで、このコンテナ設置というのはどういう、ごめんなさい、イメージが分からないんですけど、狭いところに7、8、9、10、11、5か月間そのコンテナを置くということでしょうか。

○議長（谷口輝男君） 古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 失礼いたします。

大体コンテナの寸法が幅が5.72メートルで、奥行きが2.32メートルぐらいを考えてございまして、このコンテナを3基、駅北のポケットパークのほうにちょっと設置をしたいと思っております。

そして、先ほどちょっと5か月とお話ございましたけれども、実際、建築確認、まず2か

月ぐらい申請までかかるということもございますので、実質は7月の下旬ぐらいからをちょっと想定しておりまして、夏休み期間が大体7月20日ぐらいでございますので、それに近い時期を目指して調整を進めてまいりたい。そして、11月の大体23日ぐらい、祝日ぐらいまでの大体4か月程度を今見込んでございます。

実際狭いかなあという話もありましたけれども、ちょうど明日からやるテントのほう、今少し脱線しますが、明日からのものはテントを4張りちょっと考えているんですけど、ちょっとその寸法を見ながらやってみたので、ちょっと説明が長くなっちゃいましたが、置けるというふうにもちょっとそこは業者とも調整しながら進めておりますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（谷口輝男君） 1番 北村一磨君。

○1番（北村一磨君） あした、あさってのポケットパークマルシェの出店者はどなたか教えてくださいいただけますか。

○議長（谷口輝男君） 安部古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 失礼いたします。

まず、あしたの5月3日、土曜日でございますが、ココカフェさん。こちらはスコーンやパン、歴史グッズ等というふうに伺っております。そしてYHKJapan、こちら関ヶ原の7武将のオリジナルグッズや革製品というふうに確認しております。それから関ヶ原町のPRブースということで、私どもと地域振興課を中心に、グラウンドゴルフ場等PRのほうもさせていただきたいと思っております。

そして、5月4日の日曜日でございます。こちらは手作りショップ「わ」さんです。こちらは手作りの小物、かばんや帽子等やお野菜等です。それから、ろこぼんさん、こちらは空揚げ、天ぷら、おにぎり、マフィン、おはぎ等を聞いております。そして、株式会社レスト関ヶ原さん、こちらは関ヶ原でしか購入できないスイーツというふうで伺っております。

こちらはポケットパークマルシェの宣伝のチラシも1枚作ってございますし、そのQRコードにも出店者にちゃんと飛ぶようにしておりますので、もちろん公表はしてございますけれども、そのようになっております。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（谷口輝男君） 3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 今の駅前ポケットパークの9万8,000円ですけど、これコンテナ代とか搬入費とか、また別ですか。

○議長（谷口輝男君） 安部古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） こちらの9万8,000円とは別でございます、コンテナ

の搬入等々はまた別でございます。こちらの議案書のほうでは35ページでございますけれども、戦国武将観光プロモーションが620万増額ということで、当初予算が戦国武将観光コンテンツ・プロモーション推進事業550万円認めていただいておりますので、それに620万円乗せて1,170万で、その中からコンテナの事業は別途、今ちょっとまた精査しておりますけれども、830万円程度で今ちょっと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（谷口輝男君） 8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） すみません、今の件なんですけど、これ終わった後は撤去なんですね、当然。基礎やなんか基準法上やと若干厳しいのがあると思うんですけど、その辺もきれいになくなるということと、あと排水は何も関係ないんですよね、給排水は何もないので。

○議長（谷口輝男君） 安部古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 失礼いたします。

まず1点目でございます。仮設でございますので、11月下旬には撤去もいたします。その撤去の費用も含めて今般お願いしております。

また、排水等はこちらでは、このコンテナのほうではちょっと考えていませんので、なので排水はなくて、水道はちょっとまた別のところ、一応今としては東首塚のほうをちょっと今検討しておりますけれども、そこはもうちょっと詰めをさせてください。以上です。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時35分

再開 午前9時46分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私、２年間、議会議長を務めさせていただきました。本日付をもって辞表を提出いたしました。この間、私なりに職務を全うすることができました。これもひとえに議員の皆様各位、そして事務局職員、町長さんはじめ役場職員の皆さんの御理解と御協力のたまものと深く感謝を申し上げるところでございます。

なお、今後とも皆様方には町行政のために御尽力いただくことをお願い申し上げ、私の辞職の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔議長 谷口輝男君退場〕

〔副議長、議長席に着席〕

○副議長（松井正樹君） ここで、議長に代わりまして議事を進行させていただきます。

ただいま谷口輝男君から議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第１として議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決しました。

追加日程第１ 議長の辞職について

○副議長（松井正樹君） 追加日程第１、議長の辞職についてを議題といたします。

お諮りいたします。

谷口輝男君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、谷口輝男君の議長の辞職を許可することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔７番 谷口輝男君入場、７番席に着席〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第２として議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第２として議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第２ 議長の選挙について

○副議長（松井正樹君） 追加日程第２、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は8名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に北村一磨君、高木博之君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼はいたしませんので、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

北村一磨君、高木博之君、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票8票、無効投票はありません。

有効投票中、松井正樹7票、田中由紀子君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、私、松井正樹が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○新議長（松井正樹君） ただいま議長に就任いたしました松井正樹であります。

議長という立場、その責任の重さをひしひしと感じております。私自身、議長職は初めてで

はありません。それゆえ、議長というものは決して1人ではできないということを体験しております。議員各位、また町長をはじめとする職員の皆さん、また町民の方々、多くの人々の協力を得て完結できるものだと思うのであります。皆様の力をどうかお貸しくださいませ。そして、よりよい議会、よりよい関ヶ原にしたいと努力するものであります。どうかよろしくお願いをいたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前9時59分

再開 午前9時59分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私が議長に就任いたしました関係で、当然に副議長は欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として副議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第3 副議長の選挙について

○議長（松井正樹君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は8名であります。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に吉田仁君、谷口輝男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼はいたしませんので、1番議員から順番に投票

願います。

なお、私は議長になりましたので、被選挙人から除いていただくことを申し添えます。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

吉田仁君、谷口輝男君、立会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 8 票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 8 票、無効投票はありません。

有効投票中、谷口輝男君 7 票、田中由紀子君 1 票。以上のとおりです。

この投票の法定得票数は 2 票であります。よって、谷口輝男君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました谷口輝男君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、副議長選挙の当選人である旨を告知いたします。

新副議長、御挨拶をお願いいたします。

○新副議長（谷口輝男君） 私、ただいま皆様方の御推挙によりまして、副議長の責を担うことになりました。

議長に引き続き大役でございますけれども、松井議長さんの補佐をし、円滑な議会運営と活性化、さらには関ヶ原町の発展のために全力を尽くしていきたいと思いますので、皆様方の御指導御鞭撻をよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。追加日程第4、議案第43号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについてから追加日程第8、特別委員の選任についてまでを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第4から追加日程第8までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第4 議案第43号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 追加日程第4、議案第43号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、8番 高木博之君の退場を求めます。

〔8番 高木博之君退場〕

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（西尾英典君） 議案第43号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の監査委員に、次の者を選任したいので議会の同意を求める。令和7年5月2日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原2842番地の12、氏名、高木博之、生年月日、昭和29年2月28日。

○議長（松井正樹君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第43号について御説明申し上げます。

現在の監査委員である子安健司氏から辞職の申出があり、承認いたしましたので、議会議員から選任する委員に高木博之氏を監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

高木博之君の入場をお願いします。

〔8番 高木博之君入場〕

高木博之君に申し上げます。高木博之君が関ヶ原町監査委員に選任されました。

追加日程第5 常任委員の選任について

○議長（松井正樹君） 追加日程第5、常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時18分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

御報告いたします。

総務民生常任委員会委員長に吉田仁君、副委員長に田中由紀子君、産業建設常任委員会委員長に高木博之君、副委員長に中川武子君がそれぞれ選任されましたので、御報告いたします。

ただいま配付いたしましたように、各常任委員会委員長から会議規則第74条の規定により、所管事務について議会閉会中の継続調査の申出がありましたので、常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第9として、日程の順序を変更し、直ちに議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第9 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松井正樹君） 追加日程第9、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

追加日程第6 議会運営委員の選任について

○議長（松井正樹君） 追加日程第6、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

御報告いたします。

議会運営委員会委員長に子安健司君、副委員長に谷口輝男君がそれぞれ選任されましたので、御報告いたします。

ただいま配付いたしましたように、議会運営委員会委員長から会議規則第74条の規定により、所管事務について議会閉会中の継続審査の申出がありましたので、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第10として、日程の順序を変更し、直ちに議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松井正樹君） 追加日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とす

ることに決しました。

追加日程第7 特別委員の辞任について及び追加日程第8 特別委員の選任について

○議長（松井正樹君） 追加日程第7、特別委員の辞任について及び追加日程第8、特別委員の選任についてを一括して議題といたします。

私は議会改革特別委員でございましたが、議長になりましたので、特別委員を辞任し、その補充として委員会条例第7条第1項の規定により、前議長の谷口輝男君を指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、特別委員の辞任を許可し、選任についてはただいま指名したとおり決しました。

以上で、本会議に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

閉会の宣告

○議長（松井正樹君） これをもちまして、令和7年第2回関ヶ原町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時24分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 谷 口 輝 男

関ヶ原町議会新議長 松 井 正 樹

関ヶ原町議会副議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 北 村 一 磨

会議録署名議員 吉 田 仁